

札幌市「すすきの・狸小路」における 営業時間短縮・酒類提供時間制限について

令和 2 年 11 月 26 日（木）、北海道庁から感染拡大防止に向けて、下記対象地域の酒類提供を行う飲食店などに対し、営業時間短縮等の要請が出されました。

本キャンペーンは、これらの要請に沿って運用しますので、対象となる登録事業者におかれましては、ご留意いただき要請にご協力をお願いいたします。

記

1. 営業時間の短縮（酒類提供を行う飲食店：バー、ナイトクラブ等）と
北海道スタイルに基づく感染防止対策の徹底

区 域	①札幌市中央区「南 3 条から南 8 条まで、西 2 丁目から西 6 丁目まで」 ②札幌市中央区「狸小路 1 丁目から 7 丁目までの狸小路に面する区域」
期 間	令和 2 年 11 月 28 日（土）から 12 月 11 日（金）まで
営業時間	午後 10 時まで（午後 10 時～午前 5 時までは営業を自粛）

2. 酒類提供の時間制限（酒類提供を行う料理店・食堂等：居酒屋、ラーメン店、そば屋等）と
北海道スタイルに基づく感染防止対策の徹底

区 域	同 上
期 間	同 上
酒類提供時間	午後 10 時まで（午後 10 時～午前 5 時までは酒類提供を自粛）

※北海道が発表した「集中的に取り組む施策」の全容は、下記 URL をご参照ください。
(北海道庁 HP) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/1126honbukaigi28_02.pdf

<北海道商工会議所連合会>